

5. いじめ・不登校対応等の推進

(前年度予算額 6,397百万円)

2019年度予算額(案) 6,931百万円

1. 要 旨

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、いじめの未然防止、早期発見・早期対応や相談体制の整備及びインターネットやSNSを通じて行われるいじめへの対応など、地方公共団体等にいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応等のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒等に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備するとともに、夜間中学の設置促進等を図る。

2. 内 容

◆ いじめ対策・不登校支援等総合推進事業 6,885百万円(6,360百万円)

(1) 外部専門家を活用した教育相談体制の整備・関係機関との連携強化等

6,690百万円(6,144百万円)

① スクールカウンセラーの配置拡充〔補助率1/3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市〕

・スクールカウンセラーの全公立小中学校への配置(26,700校→27,500校)

【公立中学校：10,000校】

・通常配置(6,200校)

・小中連携配置(3,600校)

・生徒指導上、大きな課題を抱える学校等における週5日配置(200校)

【公立小学校：16,700校→17,500校】

・通常配置(9,500校→10,300校)

・小中連携型配置(7,200校)

・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000校→1,400校)

・教育支援センター(適応指導教室)の機能強化等、不登校支援のための配置(250箇所)等

※ 支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会への配置も推進

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校(27,500校)に配置

2019:27,500校(2018:26,700校)

(ニッポン一億総活躍プラン)

(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

②スクールソーシャルワーカーの配置拡充〔補助率 1 / 3〕

〔補助事業者：都道府県、政令指定都市、中核市〕

- ・スクールソーシャルワーカーの全中学校区への配置(7,500人→10,000人)
- ・高等学校のための配置(47人)
- ・貧困・虐待対策のための重点加配(1,000人→1,400人)
- ・スーパーバイザー(47人)の配置 等

〔目標〕2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区(約1万人)に配置	
2019:10,000人(2018:7,500人)	(ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)	

③24時間子供SOSダイヤル

- ・いじめ等を含む子供のSOSを受け止めるための通話料無料の電話相談の実施

④幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決に向けて調整、支援する取組の促進等

- ・第三者的立場から調整・解決する取組(67地域)〔補助率 1 / 3〕
- ・外部専門家を活用して学校を支援する取組(67地域)〔補助率 1 / 3〕
- ・インターネットを通じたいじめ問題等に対応するための学校ネットパトロール等への支援〔補助率 1 / 3〕

⑤SNS等を活用した相談事業

いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等を活用した相談体制の構築を図る。

- ・SNS等を活用した相談体制構築事業(30地域)〔補助率：定額〕

(参考：委託事業)

- ・SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究【新規】(1箇所)〔後掲〕

(2) いじめ対策・不登校支援等推進事業 167百万円(190百万円)

- ①自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究
- ②脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による調査研究
- ③いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究
- ④スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた調査研究
- ⑤学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究
- ⑥SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究【新規】

等

《関連施策》

○教職員定数の改善

(いじめ・不登校等の未然防止・早期対応等の対応強化 50人)

○道徳教育の抜本的改善・充実等

◆ 夜間中学における就学機会の提供推進 46百万円(36百万円)

平成28年12月に成立した教育機会確保法及び第3期教育振興基本計画等を踏まえ、①夜間中学の設置促進、②既設の夜間中学における教育活動の充実、③夜間中学における多様な生徒の受け入れ拡大を図ること等により、夜間中学における就学機会の提供を推進する。

(参考：復興特別会計)

◇緊急スクールカウンセラー等活用事業 2,378百万円(2,450百万円)

被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援。

いじめ対策・不登校支援等総合推進事業

2019年度予算額（案） 6,885百万円
（前年度予算額 6,360百万円）



文部科学省

「ニッポン一億総活躍プラン」や教育再生実行会議、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」を踏まえ、早期発見・早期対応や教育相談体制の整備及びインターネットやSNSを通して行われるいじめへの対応など、地方公共団体等におけるいじめ問題をはじめとする生徒指導上の諸課題への対応のための支援体制を整備するほか、専門スタッフの配置充実等を図る。

また、平成28年に成立した「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会を確保等に関する法律」及び同法に基づき策定した基本指針を踏まえ、不登校児童生徒に対する教育機会の確保の推進のため、教育委員会・学校、関係機関の連携等による不登校児童生徒へのきめ細かな支援体制を整備する。

■ 早期発見・早期対応（外部専門家を活用した教育相談体制の整備、関係機関との連携強化等） 6,690百万円（6,144百万円）

① スクールカウンセラーの配置拡充

・スクールカウンセラーの配置の増：全公立小中学校への配置（26,700校→27,500校）

〔全公立中学校の通常配置に加え、週5日相談体制を実施

・全公立小中学校の通常配置に加え、小中連携型配置による公立小中学校の相談体制の連携促進

・貧困対策・虐待対策のための重点加配（1,000校→1,400校）

・教育支援センター（適応指導教室）の機能強化等、不登校支援のための配置

・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援

② スクールソーシャルワーカーの配置拡充

・スクールソーシャルワーカー配置の増：全中学校区への配置（7,500人→10,000人）

・高等学校のための配置（47人）

・貧困対策・虐待対策のための重点加配（1,000人→1,400人）

・S・P・P・イ・ガ・（47人）の配置

・連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組の支援



【目標】 2019年度までに、スクールカウンセラーを
全公立小中学校（27,500校）に配置
（ニッポン一億総活躍プラン等）

2019年度：27,500校

【目標】 2019年度までに、スクールソーシャルワーカー
を全中学校区（約1万人）に配置
（ニッポン一億総活躍プラン等）

2019年度：10,000人

③ 幅広い外部専門家を活用していじめ問題等の解決

に向けて調整、支援する取組の促進等

・第三者的立場から調整・解決する取組、外部専門家を活用

して学校を支援する取組、学校ネットバトル等への支援

・重大事態等発生時の指導助言体制の強化

（現状調査や現地支援を行うため職員を派遣）

④ SNS等を活用した相談体制構築事業

・いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対するSNS等
を活用した相談体制の構築を支援（30箇所）する。

■ いじめ対策・不登校支援等推進事業 167百万円（190百万円）

【いじめ対策、不登校支援等に対応するため、先進的調査研究を委託】

① 自殺予防に対する効果的な取組に関する調査研究（2箇所）

・子供の自殺予防のため、いじめ被害の相談率の低い高校生に対し、SC

による悉皆面談を実施するとともに、自殺総合対策大綱に盛り込まれた

「SOSの出し方に関する教育」の在り方を調査研究

② 脳科学・精神医学・心理学等に関する研究と学校教育の連携による

調査研究（1箇所）

・情動に関する研究機関のプラットフォームを構築し、学校教育における科学

的知見の活用が進展する仕組み作りに向けた調査研究

③ 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

（1箇所）

・学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考と

なるモデルカリキュラム等の開発のための調査研究

④ いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

（3箇所）

・法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校に

おいて法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の

効果的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究

⑤ スクールカウンセラー及びスクールソーシャルワーカーの常勤化に向けた

調査研究（1箇所）

・学校教育法等においてSC及びSSWが正規の職員として規定された場合を

想定し、チーム学校の一員としてSC及びSSWの連携の在り方や、週5

日配置へ向けた働き方及び学校・関係機関との連携方策について検証す

るための調査研究

⑥ 学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

（2・4箇所）

・教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、不登校児童生徒の

学校外での様々な学習をきめ細かに支援する体制の整備に向けた実践

研究及び不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組を

促進するための仕組み等に関する調査研究

⑦ SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（1箇所）

・SNS等を活用した相談体制の展開を図りつつ、効果的・効率的な相談

受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やSNS

の確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談

の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究

■ 【関連施策】

① 教職員定数の改善

新学習指導要領の円滑な実施と学校における働き

方改革実現のための指導・運営体制の構築に向け、

教職員定数を改善。その中で、いじめ・不登校等の未

然防止・早期対応等の強化のため、+50人の定数

改善を計上。

② 教員研修の充実

教職員支援機構において、いじめの問題に関する情

報共有や組織的対応を柱とした指導者養成研修の実

施

③ 道徳教育の抜本的改善・充実等

教育委員会等が行う研修や地域教材等の活用によ

る地域の特色を生かした道徳教育の実践・普及への支

援、道徳科の教科書の無償給与（小・中学校）等

④ 健全育成のための体験活動の推進

児童生徒の社会性を育む農山漁村等での体験活動

の推進

スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーによる教育相談体制の充実

2019年度予算額 (案) 6,460百万円
(前年度予算額 6,052百万円)



スクールカウンセラー等活用事業

2019年度予算額(案) 4,738百万円
(平成30年度予算額4,569百万円)補助率:1/3

スクールカウンセラー:児童生徒の心理に関して高度に専門的な知識及び経験を有する者 (臨床心理士等)

学校教育法施行規則 第65条の2

スクールカウンセラーは、小学校における児童の心理に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールカウンセラーを全公立小中学校

(27,500校)に配置 (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

2019年度:27,500校

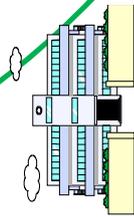
- ①全公立小学校に対する配置 17,500校(16,700校)
- ②全公立中学校に対する配置 10,000校(10,000校)

※支援が必要な学校に弾力的に派遣できるよう、地域の実情に応じ、教育委員会配置方式も推進。

<学校・教職員(養護教諭等)>



連絡協議会の開催等を通じた質向上の取組



- ③貧困・虐待対策のための重点配置 1,400校(1,000校)
- ④不登校支援のための教育支援センターの機能強化 250箇所(250箇所)

スクールソーシャルワーカー活用事業

2019年度予算額(案) 1,722百万円
(平成30年度予算額1,484百万円)補助率:1/3

スクールソーシャルワーカー:福祉に関して専門的な知識・技術を有するとともに、過去に教育や福祉の分野において、活動経験の実績等がある者(社会福祉士、精神保健福祉士等)

学校教育法施行規則 第65条の3

スクールソーシャルワーカーは、小学校における児童の福祉に関する支援に従事する。

[目標]2019年度までに、スクールソーシャルワーカーを全ての中学校区

(約1万人)に配置 (ニッポン一億総活躍プラン)
(ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト)

2019年度:10,000人

- ①小中学校のための配置 10,000人(7,500人)

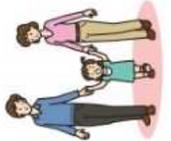
<教育委員会等>



- ②貧困・虐待対策のための重点配置 1,400人(1,000人)
- ③高等学校のための配置 47人(47人)
- ④質向上のためのSV配置 47人(47人)

<家庭>

<福祉関連機関>



※()は前年度

SNS等を活用した相談事業

2019年度予算額（案） 210百万円
（前年度予算額：50百万円）



文部科学省

<背景>

- いじめを含め、様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談体制の拡充は、相談に係る多様な選択肢を用意し、問題の深刻化を未然に防止する観点から喫緊の課題。
- また、座間市におけるSNSを利用した高校生3人を含む9人の方が殺害された残忍な事件を受け、ネットを通じて自殺願望を発信する若者が適切な相談相手にアクセスできるよう、これまでの取組の見直しが求められている。
- スマートフォンの普及等に伴い、最近の若年層の用いるコミュニケーション手段においては、SNSが圧倒的な割合を占めるようになってきている。

（参考）

H29年 [平日1日]コミュニケーション系メディアの平均利用時間（H30.7総務省情報通信政策研究所調査）
10代：携帯電話0.6分、固定電話0.3分、ネット通話4.0分、ソーシャルメディア利用54.0分、メール利用17.8分

<事業概要> ① SNS等を活用した相談体制の構築に対する支援 ② SNS等を活用した相談体制の在り方に関する調査研究（新規）

○ 事業形態：①補助事業（補助率：定額） ②委託事業

○ 実施主体：①原則、都道府県・指定都市

※ 但し、指定都市を除く市区町村は、将来的な都道府県等による広域的な相談体制の構築に資すると認められる場合に限る。

②民間団体等

○ 実施箇所：①30箇所 ②1団体

○ 事業内容：

- ・ 相談対象者：原則、児童生徒
- ・ 相談受付時間：児童生徒が相談しやすい平日午後5時～午後10時までや、長期休業明け前後や日曜日など。

・ 実施内容：

- ① 既に相談体制が立ち上げられている地域において、児童生徒が相談しやすいよう改善を図った相談体制を構築。（既に文部科学省の事業を実施した自治体に限る。）
- ② 相談体制が立ち上げられていない地域においてSNS等を活用した相談を行う一つ、効果的・効率的な相談受付日や受付時間等、適正規模の相談体制の在り方、相談技法やシステムの確立等の研究を行うとともに、SNS等を活用した相談と電話相談の有機的な連携の仕組みを明らかにする調査研究。

【イメージ】SNS等を活用した相談



SNS等

スクリーンショットも送信可能で、SNS上のトラブル等を正確かつ容易に伝えることができる



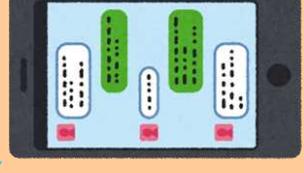
SNS等



教育委員会、総合教育センターや民間団体等で受信



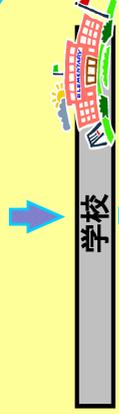
臨床心理士やSNS等上の子供の気持ちがかかる若者等が対応



（例）自殺をほのめかす等、命に関わる相談の場合の連絡の流れ

教育委員会等
（福祉部局と共同・連携）

緊急の場合



学校

安全を確認

警察、児童相談所等と連携し対応



さらに、広く若者一般を対象としたSNSによる相談事業を実施する厚生労働省と、児童生徒を対象とする文部科学省がそれぞれの取組から得た知見を共有するなど連携し、SNS等を活用した相談対応の強化を図る。

いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究

背景説明

- 国は、困難な問題の解決に向けて相談できる弁護士等、多様な人材による支援体制を構築する。【いじめの問題等への対応について（第一次提言）（平成25年2月26日教育再生実行会議決定）】
- いじめの防止のためには、いじめに向かわない態度・能力の育成が喫緊の課題である。発達の段階に応じた、児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、正面から向き合うことができるよう、実践的な取組を行う必要がある。【いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））】
- 家庭との対応の関係で保護者等からの過剰な苦情や不当な要求等への対応が求められる場合や、児童生徒を取り巻く問題に関して法的側面からのアドバイスが必要な場合について、学校が組織として対応できるよう、教育委員会において支援体制を構築するほか、法的相談を受けられるスクールロイヤー等の専門家の配置を進める。【学校における働き方改革に関する緊急対策（平成29年12月26日文部科学大臣決定）】



目的・目標

法律の専門家である弁護士が、その専門的知識・経験に基づき、学校において法的側面からのいじめ予防教育を行うとともに、いじめなどの諸課題の効率的な解決にも資する、学校における相談体制の整備に関する調査研究を実施する。



事業内容 1

法的側面からのいじめ予防教育

弁護士が、表例（裁判例等）を示しながら、人権を守ることの重要性やいじめの法律上の扱い（刑事罰の対象となり得ることや、不法行為に該当し損害賠償責任が発生し得ること等）について教える授業モデルの構築や実践的な教材の開発を行う。



事業内容 2

学校における法的相談への対応

学校が、児童生徒を取り巻く問題について弁護士に相談し法的アドバイスを受けることや、弁護士による教員向けの研修会を受けること等が、生徒指導上の諸課題の効率的な解決に資することについて検証を行う。



事業内容 3

法令に基づく対応の徹底

学校において、いじめ防止対策推進法等に基づいて、いじめ問題への対応が徹底されているかを弁護士が法的側面から確認することの有効性を検証する。



期待される効果

調査研究結果の分析・検証・周知、施策への反映を通じて、いじめの防止、校務の効率化・負担軽減を図る。

学校以外の場における教育機会の確保等に関する調査研究

2019年度予算額 (案) 128百万円
(前年度予算額 155百万円)



文部科学省

背景

- 不登校児童生徒数は4年連続増加 (平成28年度の小・中学校における不登校児童生徒数: 約13万4千人)
- 平成28年12月7日、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が成立し、同法第7条を踏まえ、平成29年3月、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する基本指針」を策定
⇒ **不登校児童生徒への多様な教育機会の確保が重要**

事業内容 1

教育支援センター・民間団体における支援体制の整備

教育委員会や学校を中心に、関係者間の連携の下、学校以外の場における不登校児童生徒の様々な学習をきめ細かに支援するための体制の整備に向けた実践研究 (22箇所)

- ① 教育支援センター等の新規設置促進
- ② 教育支援センターにおける機能の拡充
- ③ 訪問型支援やICT教材等を活用した支援のための支援員等の配置
- ④ 教育委員会と民間団体等との連携による支援の実施 (民間団体に通う子供に対する訪問型支援の実施等)
- ⑤ 学習活動への経済的支援



事業内容 2

民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究

不登校児童生徒を受け入れている民間団体の自主的な取組の促進に関する調査研究 (2箇所)

平成30年度に実施した調査研究の成果等を踏まえ、フリースクール等がその特色・自主性を損なわずに量的拡充と地域偏在の解消が図られるよう、

- ① 民間団体の相互評価の実施
- ② 中間支援組織の設置促進・機能充実
- ③ 効果的な官民連携の在り方について調査研究を行う



期待される効果

不登校児童生徒一人一人の状況に応じ、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的自立に向けて学習等の活動に取り組むことができるよう、**学校や教育行政機関はもとより、フリースクールを運営する民間団体等とも連携する体制が構築されることで、不登校児童生徒に対する経済面・学習面の支援を通じた、きめ細かな支援体制の整備等が促進される。**

夜間中学における就学機会の提供推進

2019年度予算額(案) 45,783千円
(前年度予算額 36,077千円)



文部科学省

背景説明

- 全国には義務教育未修了が少なくとも約12.8万人いるほか、近年不登校児童生徒が増加している。
- 平成28年12月に、全ての地方公共団体に夜間中学における就学機会の提供等の措置を講ずることを義務付ける「教育機会確保法」が成立した。
- 夜間中学は、義務教育を受ける機会を実質的に保障する場として重要な役割を果たしているが、現在は全国8都府県25市区に31校の設置に止まっている。



目的・目標

- 教育機会確保法等に基づき、義務教育の機会を実質的に保障するため、
- ・ 全ての都道府県に少なくとも一つの夜間中学を設置
 - ・ 夜間中学の教育活動の充実や受け入れる生徒の拡大

第3期教育振興基本計画（H30.6.15閣議決定）

＜設置促進＞

● 都道府県・市町村の役割分担に係る調査研究

3,968千円(箇所数:8)

教育機会確保法第15条に基づき協議会の設置・活用を促進するため、都道府県において就学機会提供に係る役割分担の在り方を検証。

● 夜間中学新設準備に係る調査研究

12,490千円(箇所数:5)

夜間中学新設準備に伴うニーズの把握や設置に向けた準備の在り方を都道府県又は市町村において検証。

＜広報活動＞

- ◆ 教育機会確保法の趣旨や基本指針の内容、夜間中学の活動等を周知するための説明会の開催や、夜間中学を周知するポスターを作成・配布等し、国民の理解を増進。

＜教育活動の充実＞

● 夜間中学における教育活動充実に係る調査研究【新規】

16,385千円(箇所数:27)

夜間中学における教育活動を充実するため、生徒の実態等を踏まえた必要な環境整備の在り方を検証。

＜受け入れる生徒の拡大＞

● 夜間中学における教育機会提供拡充に係る調査研究

6,099千円(箇所数:27)

義務教育未修了者に加えて、外国籍の者、入学希望既卒者など多様な生徒の受け入れ拡大を図る方策を検証。

- ◆ 必要な日本語指導を充実するため夜間中学に携わる教職員に向けた研修を実施。

◆は文部科学省が直接執行する予算を表す。

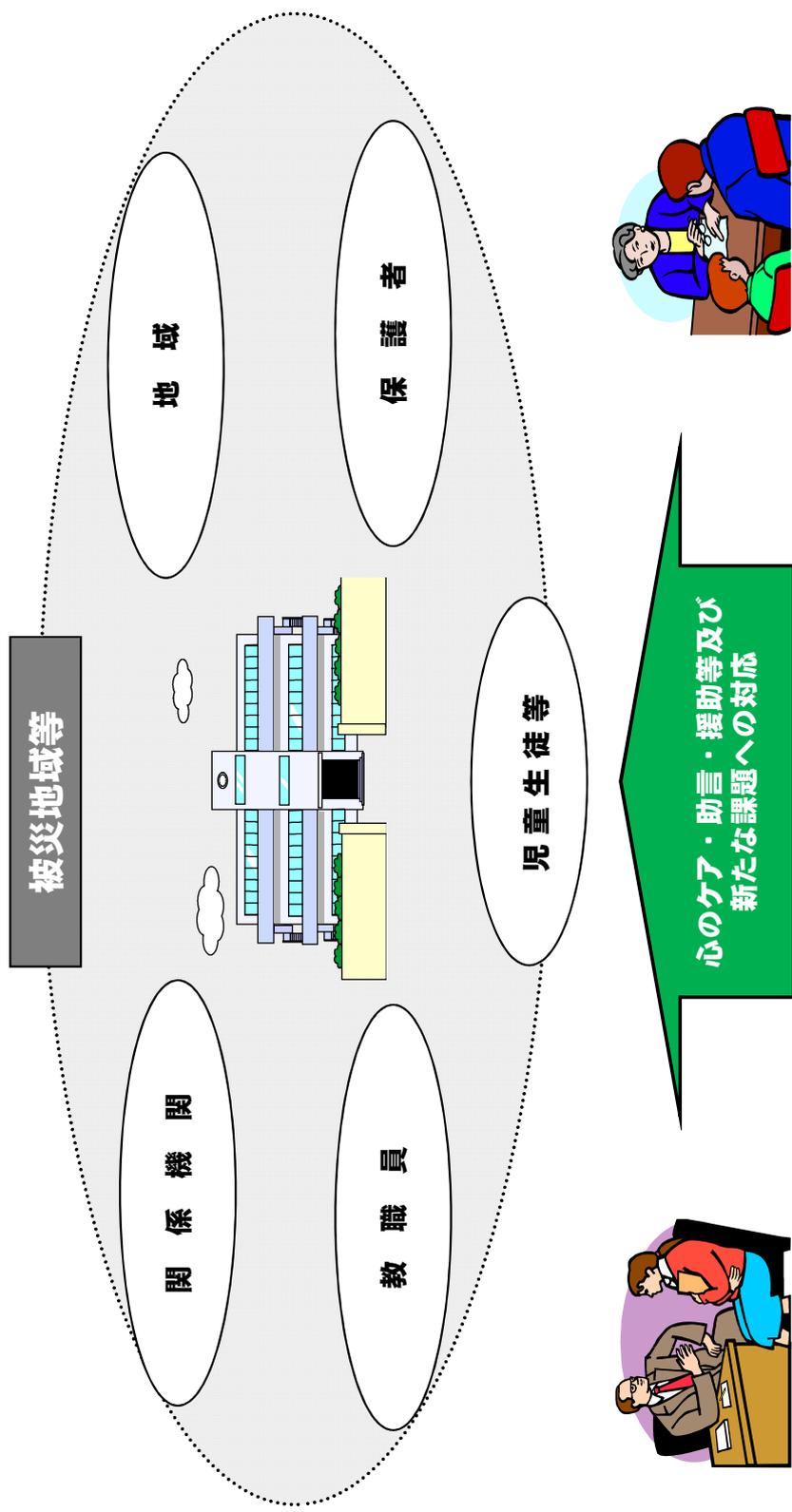
成果、事業を実施して、期待される効果

義務教育の段階における普通教育に相当する教育を十分に受けていない者の意思を十分に尊重しつつ、その年齢又は国籍その他の置かれていない事情にかかわらず、その能力に応じた教育を受ける機会が確保されるようにするとともに、その者が、その教育を通じて、社会において自立的に生きる基礎を培い、豊かな人生を送ることができる。（教育機会確保法第3条）

緊急スクールカウンセラー等活用事業

○被災した幼児児童生徒・教職員等の心のケアや、教職員・保護者等への助言・援助、学校教育活動の復興支援、福祉関係機関との連携調整等様々な課題に対応するため、スクールカウンセラー等を活用する経費を支援する。〔補助率10／10〕

※平成23～27年度は、委託費として実施。平成28年度からは、従来の委託費の方式を改め、新たに国庫補助の事業を創設するとともに、スクールカウンセラー等を学校等で活用するなど、被災した幼児児童生徒や教職員の心のケアに資する取組を中心とした事業としている。



- ・スクールカウンセラーの活用
臨床心理士、精神科医 等
- ・スクールカウンセラーに準ずる者の活用
相談業務経験者、教育分野の専門的知識を有する者 等
- ・心のケアに資するためのソーシャルワーク、学習支援

6. 子供の体験活動の推進

(前年度予算額)	101百万円)
2019年度予算額(案)	102百万円

1. 要 旨

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

「子ども農山漁村交流プロジェクト」として総務省、文部科学省、農林水産省が連携して事業を実施する。

2. 内 容

(1) 健全育成のための体験活動推進事業 **99百万円(99百万円)**

(学校を核とした地域力強化プランの一部)

【総合教育政策局に計上】〔補助率1／3〕

宿泊体験事業

- ・小学校、中学校、高等学校等における取組(322校)
- ・学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組(134地域)
- ・教育支援センター(適応指導教室)等における体験活動の取組(134地域)

(2) 学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究

2百万円(3百万円)

長期宿泊体験活動の導入促進のため、民間シンクタンク等を活用して、学校の参考となるモデルカリキュラムを開発する。

《関連施策》

○補習等のための指導員等派遣事業

- ・公立学校における体験活動の実施に係るサポートスタッフの配置を支援〔補助率1／3〕

子供の体験活動の推進

2019年度予算額（案） 102百万円
 (前年度予算額 101百万円)

※百万円未満は端数処理をしているため合計と一致しない



文部科学省

農山漁村等における様々な体験活動を通じ、児童生徒の豊かな人間性や社会性を育み、自己有用感を高め、将来のキャリアへの意欲を喚起する。

また、内閣官房、総務省、文部科学省、農林水産省、環境省が連携して農山漁村体験を充実することとしており、地域人材や地域資源を活用することにより、異世代間交流や都市農村交流を図り、地域の活性化につなげる。

学校等における宿泊体験活動の取組に対する支援

■健全育成のための宿泊体験活動の推進
 2019年度予算額（案） 99百万円
 （「学校を核とした地域力強化プラン」の一部）



1. 事業内容
 - (1) 宿泊体験事業
 - ① 小学校、中学校、高等学校等における取組（322校）
 学校教育活動における2泊3日以上の宿泊体験活動の取組に対する事業費の補助。
 - ② 学校教育における農山漁村体験活動の導入のための取組（134地域）
 ア 教育委員会が主催する夏休み期間中等に希望者を募って行う取組に対する事業費の補助。
 イ 農山漁村体験活動をこれまで実施していない高等学校等の取組に対する事業費の補助。
 - ③ 教育支援センター（適応指導教室）等における体験活動の取組（134地域）
 教育委員会が主催する教育支援センター（適応指導教室）等における取組に対する事業費の補助。

(2) 体験活動推進協議会 322地域（各都道府県・市区町村）
 各都道府県・市区町村において、様々な体験活動を推進していく上での課題や成果について協議を行ったり、好事例の収集、各学校への情報提供や取組の普及を図るために開催する協議会への補助。



2. 補助事業者 都道府県・市区町村
 3. 補助率 1 / 3

ロング・アクティビティ・ラーニング推進事業

■学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進に関する調査研究
 2019年度予算額（案） 2百万円
 （「いじめ対策・不登校支援等総合推進事業」の一部）

学校教育における長期宿泊体験活動の導入促進のため、学校の参考となるモデルカリキュラムや教職員研修マニキュアルを開発する。

体験活動の実施等に当たり学校をサポートする人材の配置（関連施策）

■補習等のための指導員等派遣事業
 2019年度予算額（案） 3,073 百万円の内数

1. 事業内容
 公立学校の体験活動の実施・計画時における指導・助言を行う体験活動アドバイザー、体験活動専門指導員、看護師、引率ボランティア、引率教員の代替教員等の派遣に要する経費の補助。



2. 補助事業者 都道府県・指定都市
 （市区町村は間接補助）
 3. 補助率 1 / 3

7. 幼児教育の振興

(前年度予算額 32,426百万円)
2019年度予算額(案) 76,233百万円
※内閣府計上予算含む。

1. 要 旨

幼児教育幼児期の教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることに鑑み、2019年10月から幼児教育無償化を実施するとともに、幼児教育の質の向上及び環境整備を促進することにより幼児教育の振興を図る。

2. 内 容

(1) 幼児教育無償化の実施

幼稚園就園奨励費等 70,091百万円(28,231百万円)
※内閣府計上予算含む。

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

(2) 幼児教育の質の向上

342百万円(279百万円)

◆幼児教育実践の質向上総合プラン

308百万円(新規)

・幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

148百万円(新規)

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

【補助率：国1/2、都道府県・市町村1/2】

・幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

21百万円(新規)

幼稚園教諭は二種免許状の保有率が高い一方で、上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

【委託事業：大学、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会】

- ・ **幼稚園の人材確保支援事業** 70百万円（ 71百万円）

幼稚園における優秀な人材の安定的な確保を図るため、離職防止のための研修や働きやすい環境の整備、離職者の再就職促進のためのマッチング制度の構築など、各地域における先導的な人材確保策を支援し、有効な方法を検証・普及する。

【委託事業：都道府県、市町村、幼稚園関係団体等】
- ・ **幼児教育の質向上のための評価実施支援事業** 28百万円（新 規）

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状や改善の状況を保護者や地域住民等に伝えていくことが現在求められている。そのため自治体等が各園に対し、評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

【委託事業：都道府県・市町村、幼稚園関係団体等】
- ・ **幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究** 41百万円（新 規）

今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データの収集や、小学校教育との接続、特別な支援を要する幼児への指導、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。（Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を含む。）

【委託事業：都道府県・市町村、大学、教育関係団体等】
- ◆ **幼稚園教育課程の理解の推進** 23百万円（ 26百万円）

新幼稚園教育要領について、各幼稚園が適切な教育課程を編成、実施する上での参考資料を作成するとともに、指導上の諸課題等に関して中央及び都道府県において研究協議会を行う。
- ◆ **ECEC Network事業の参加** 11百万円（ 7百万円）

OECD において計画されている「OECD国際幼児教育・保育従事者調査」及び「幼児教育の多面的な質に関する調査研究」に参加し、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開に向けて重要な基礎情報を収集する。

※ECEC：Early Childhood Education and Care
- (3) **幼児教育の環境整備の充実** 5,800百万円（ 3,864百万円）
- ◆ **認定こども園等への財政支援** 4,505百万円（ 3,348百万円）

認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、

園務改善のためのICT化等を支援する。

認定こども園施設整備交付金	3,424百万円（2,248百万円）
【負担割合：国1/2 市町村1/4 事業者1/4 等】	
※平成30年度補正予算額（案）：	10,829百万円（第1次補正予算額含む。）
教育支援体制整備事業費交付金	1,081百万円（1,100百万円）
【負担割合：国3/4 事業者1/4 等】	

◆**私立幼稚園の施設整備の充実** **1,295百万円（516百万円）**

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策やエコ改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

【補助率：1/3（Is値0.3未満の耐震補強は1/2）】

※平成30年度補正予算額（案）：1,509百万円（第1次補正予算額含む。）

1. 幼児教育無償化の実施 (幼稚園就園奨励費補助等)

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」(平成30年6月15日閣議決定)等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

※2019年4月から9月までは、現行の幼稚園就園奨励費補助を実施。10月以降は新たな事業により無償化を実施する(予算計上は内閣府)。また、現在、幼稚園就園奨励費補助の対象となっていない国立大学附属幼稚園や特別支援学校幼稚園等も無償化の対象とする。

※内閣府計上予算含む

701億円 (283億円)

2. 幼児教育の質の向上

○幼児教育実践の質向上総合プラン

幼児教育の無償化とあわせて、幼児教育の質の向上も極めて重要。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進を推進するとともに、Society5.0時代の先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究等の事業を実施する。

3.1億円 (2.5億円)

3.4億円 (2.8億円)

○幼稚園教育課程の理解の推進・ECEC Network事業の参加

新幼稚園教育要領の理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行う。また、OECDにおいて計画されている調査に参加し、幼児教育の質の向上を図るための政策立案に資するデータや各国の事例を収集する。

0.3億円 (0.3億円)

3. 幼児教育の環境整備の充実

○私立幼稚園施設整備費

13億円 (5億円)

平成30年度補正予算額 (案) 15億円

緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強・改築、非構造部材の耐震対策等の安全対策等の防災機能強化工事に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策、工口改修等に要する経費の一部を補助し、幼稚園の環境整備を図る。

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応として、(約)8億円を計上。

※補正予算額 (案) には一次補正予算額含む。



○認定こども園等への財政支援

45億円 (33億円)

平成30年度補正予算額 (案) 108億円

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

◆認定こども園施設整備交付金 34億円

◆教育支援体制整備事業費交付金 11億円

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応として、(約)11億円を計上。

※補正予算額 (案) には一次補正予算額含む。

58億円 (39億円)

平成30年度補正予算額 (案) 123億円

幼児教育無償化の実施（幼稚園就園奨励費補助等）

2019年度予算額（案） 701億円 ※内閣府計上予算含む
 (前年度予算額 283億円)

幼児教育無償化の実施

幼児期の教育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、すべての子供に質の高い幼児教育を保障するため、幼児教育に係る保護者負担の軽減を段階的に推進してきた。今般「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）等を踏まえ、2019年10月からの全面的な無償化措置を実施し、幼児教育無償化を一気に加速する。

幼稚園就園奨励費補助事業 <2019年4月～9月> 予算額案141億円

2019年4月から9月までの間は、引き続き幼稚園就園奨励費補助事業を実施。補助対象、補助率（原則1/3以内）、国庫補助限度額等については、平成30年度と同様。

国庫補助限度額（平成30年度）

階層区分	補助単価		
	第1子	第2子	第3子以降
第I階層 生活保護世帯		308,000円 (0円)	
第II階層 市町村民税非課税世帯等 (年収約270万円未満相当)	272,000円 (3,000円)	308,000円 (0円)	
ひとり親世帯等の特例	308,000円 (0円)		
第III階層 市町村民税所得割課税額77,100円以下の世帯 (年収約360万円未満相当)	187,200円 (10,100円)	247,000円 (5,050円)	308,000円 (0円)
ひとり親世帯等の特例	272,000円 (3,000円)		308,000円 (0円)
第IV階層 市町村民税所得割課税額211,200円以下の世帯 (年収約680万円未満相当)	62,200円 (20,500円)	185,000円 (10,250円)	308,000円 (0円)
第V階層 市町村民税所得割課税額211,201円以上の世帯 (年収約680万円以上)	0円 (25,700円)	154,000円 (12,850円)	308,000円 (0円)

- ※ 上記表の（ ）内の金額は、保護者が実際に負担する月額の日安。補助限度額は保育料の全国平均単価（308,000円）。
- ※ 市町村民税所得割課税額（補助基準額）及び年収は、夫婦（片働き）と子供2人世帯の場合の金額であり、年収はおおまかな目安。
- ※ ひとり親世帯等には、在宅障害児（者）のいる世帯、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると市町村の長が認めた世帯等を含む。
- ※ 就園奨励事業は市町村が行う事業であり、実際の補助額は市町村により異なる。

新しい無償化事業 <2019年10月～>

予算額案560億円
 ※内閣府計上予算

2019年10月から新しい無償化事業を実施（幼稚園就園奨励費補助事業は廃止）。新しい事業の対象等は以下のとおり。

- 対象：子ども・子育て支援新制度未移行の私立幼稚園、特別支援学校幼稚部、国立大学附属幼稚園の園児
※下線部は現行の幼稚園就園奨励費補助の対象外施設。
- 負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4
※国立大学附属施設は国10/10。
- 上限額：月額25,700円
※子ども・子育て支援新制度における利用者負担額を上限。
※これまでの月額算定から月額算定に変更。
※国立大学附属施設は、幼稚園月額8,700円、特別支援学校幼稚部月額400円。

- ※ これまで幼稚園就園奨励費補助事業において、階層判定のために行っていた所得や子供の数の確認等は不要となる。
- ※ 支給方法（償還払い、現物給付など）については、幼稚園就園奨励費と同様に、市区町村が実情に応じて選択する仕組みとする。

幼児教育実践の質向上総合プラン

2019年度予算額（案） 308百万円
（新規）

幼児教育の無償化とあわせて、**幼児教育の質の向上も極めて重要**。平成30年4月から実施された新しい幼稚園教育要領等を踏まえつつ、幼児教育の実践の更なる質の確保・向上を図る必要がある。そのため、**地方公共団体における幼児教育推進体制の充実・活用強化、幼稚園等における人材確保の取組や質向上のための評価の実施への支援、幼稚園教諭の専門性向上に向けた免許上進の推進**するとともに、**Society5.0時代の先端技術の活用**を活用した幼児教育分野の実証研究等、以下の事業を実施する。

【新規】幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

148百万円

地方公共団体において、公私立幼稚園・保育所・認定こども園に対して一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。

公私・施設類型に関わらず域内全体の幼児教育の質の向上を一体的に推進

【新規】幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

21百万円

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

幼稚園教諭の専門性の向上、社会的地位の向上

5 【継続】幼稚園の人材確保支援事業

70百万円

幼稚園教諭の新規採用促進、離職防止・定着促進など、各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及する。

幼稚園等における安定・継続的な学校運営、教育活動等の改善

【新規】幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

28百万円

幼稚園等が教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状等を保護者などに伝えていくため、自治体等が各園の評価の実施を支援するモデル的な取組を開発し普及する。

【新規】幼児教育の教育課題に対応した指導方法等充実調査研究

41百万円

（先端技術を活用した幼児教育分野の実証研究含む）

幼児教育の教育課題についての実態把握や効果的な指導の在り方について調査研究を実施する。
（ex. 幼小の円滑な接続に向けた教育課程や指導の在り方、教員のキャリア形成を支える研修の在り方）
また、Society5.0時代の先端技術の活用などを通じて、園内環境や幼児行動、教員の働きかけ等を総合的・多角的に捕捉・可視化し、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を実施する。

指導方法や園内環境改善のための手法の開発

幼児教育推進体制の充実・活用強化事業

2019年度予算額（案） 148百万円
（前年度予算額 新規）



文部科学省

地方公共団体の体制に関する現状と課題

- 幼児教育は**複数の施設類型**が存在し、その**多くが私立**であるため、教育内容面の支援に関して、公立中心の小学校以降とは異なる対応が必要
 - ・ 3～5歳児の**約半数**が**幼稚園、保育所にそれぞれ在園**
 - ・ 幼稚園児数の**約8割**、保育所在園児数の**約6割**、認定こども園在園児数の**約9割**が**私立**
- **約6割**の地方公共団体で**公私、施設類型により担当部局が異なり、一体的な取組の実施に課題がある**
- **教育委員会**では、他学校種と比べて**幼稚園に係る体制が手薄**
幼児教育担当指導主事を配置する都道府県・市町村は、**約半数**、うち専門性を有するのは、**約4割**

背景

教育内容面での質向上を担う地方公共団体の体制が、必ずしも十分ではない

【H28～30のモデル構築】

【成果と課題】

幼児教育センターの設置、幼児教育アドバイザーの配置

- ・ 研修機会・参加者数の増（特に保育所、私立幼稚園）、幼小接続の進展、保育実践の質の向上等に貢献。
- ・ 担当部局の教育・保育内容面に係る事務が一体的に行われていないと、私立幼稚園や保育所に対しての支援が広がりにくい。
- ・ 取組を域内全体へ、日本全国へと広げる必要がある。

事業概要

地方公共団体において、**公立幼稚園・保育所・認定こども園**に対して**一体的に域内全体の幼児教育の質の向上を図るため、担当部局の教育・保育内容面に係る事務の一元化や幼児教育センターの設置等、幼児教育の推進体制を構築している都道府県及び市町村を対象に、幼児教育アドバイザーの配置及びそれらを活用した研修支援、幼小接続の推進等に必要な費用の一部を補助する。**

主な補助内容：

体制の充実

- ・ **幼児教育アドバイザーの配置、質向上のための取組、新規アドバイザーの育成**
- ・ **幼児教育の実践の質向上のためのガイドラインの作成・活用**
保育者に必要な資質・能力の明確化、それに基づくキャリアステージに応じた人材育成の内容・方法の明確化 など

体制活用のための人材育成方針

保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるモデルリーダーの育成 など

体制の活用

研修支援、幼小接続の推進

保育者の専門性の向上や幼小接続等に関する公私・施設類型を超えた一体的な研修支援、巡回訪問、園内研修の中核となるモデルリーダーの育成 など

域内全体への波及

- ・ **都道府県・市町村の連携を含めた域内全体の質向上を図るための仕組み作り**
都道府県・市町村アドバイザーの連携、行政関係者、園長会、関係団体等による関係者協議会の開催 など

幼児教育現場における現状と課題

- 教科書のような主たる教材を用いない「環境を通して行う教育」の難しさを乗り越える人材育成が必要。
- **新幼稚園教育要領等の着実な実施、小学校教育への円滑な接続、特別な配慮を必要とする幼児への対応など、現場での研修ニーズは高い。**
- **若年保育者が多く離職率の高い職場において、園長のリーダーシップの下、学び、育て合う仕組み作りと支援が必要。**
- 関係団体が独自の研修を実施しており、既存の資源やネットワークを生かした連携が必要。

保育者の専門性の向上は公私・施設類型に共通する課題

● 事業期間：3年間

● 補助対象者：都道府県・市町村

● 補助率：1 / 2

主な要件

✓ **担当部局を一元化していること**

※ 教育・保育内容面に係る事務のみの一元化でも可

※ 平成32年度当初からでも可

✓ **幼児教育センターを設置していること**

✓ **小学校指導担当課との連携体制確保**

国の役割

国は、地方公共団体が互いに情報交換できるよう、横のネットワーク化を図るとともに本事業の評価・分析を実施する。

幼稚園教諭免許法認定講習等推進事業

2019年度予算額 (案)

21百万円

(前年度予算額

新規)



文部科学省

- 現職の幼稚園教諭は、**二種免許状所有者が中心**であり、他学校種と比べてもその割合が極めて高い。(幼稚園：68%、小学校：14%、中学校：3.9%)

各学校における保有免許状別の教員構成 (%)

	幼稚園			小学校			中学校					
	国立	公立	私立	国立	公立	私立	国立	公立	私立			
	専修	0.5	9.8	0.7	0.4	5.1	17.1	5.0	6.3	8.4	25.9	7.6
一種	27.2	64.3	42.6	23.6	78.9	73.6	79.2	61.9	87.3	71.3	88.2	77.2
二種	68.0	22.5	54.0	71.3	14.0	8.2	14.0	16.9	3.9	2.5	4.0	2.3
その他	4.3	3.4	2.7	4.7	2.0	1.1	1.8	14.9	0.4	0.3	0.2	3.4

※ 各学校に勤務する養護教諭、栄養教諭を含む。「その他」は臨時免許状、特別免許状等を含む。文部科学省「平成28年度学校教員統計調査」より作成。

- 保育士資格の併有率は約82%と高い。 ※ 文部科学省「平成28年度幼児教育実態調査」

背景

- 上級免許状取得のための単位は大学等で修得する必要があるが、**休日や長期休業期間中に履修するなど、現職教員が働きながら上進できる環境が求められている。**
- 現状では、そうした単位修得に資する免許法認定講習等は、**半数以上の都道府県で実施されておらず、実施件数等も少ない。**

平成30年度

開設者数		開設状況		
教育委員会	大学	計 (都道府県数)	科目数	単位数
20	3	23 (20)	65	69

※例えば、特別支援学校教諭免許状に関する認定講習等は全都道府県で開設されている。

本来要請されている一種免許状所有者の増加を促進する必要

- 教育職員免許法 (昭和二十四年法律第百四十七号) (二種免許状を有する者の一種免許状の取得に係る努力義務) 第九条の五 教育職員で、その有する相当の免許状 (中略) が二種免許状であるものは、相当の一種免許状の授与を受けるように努めなければならない。

事業内容

幼稚園教諭免許状の上進のための免許法認定講習等の開設数が少ないことから、講習等の開設支援を通じて一種免許状の取得機会を拡大し、幼稚園教諭の専門性の向上を図る。

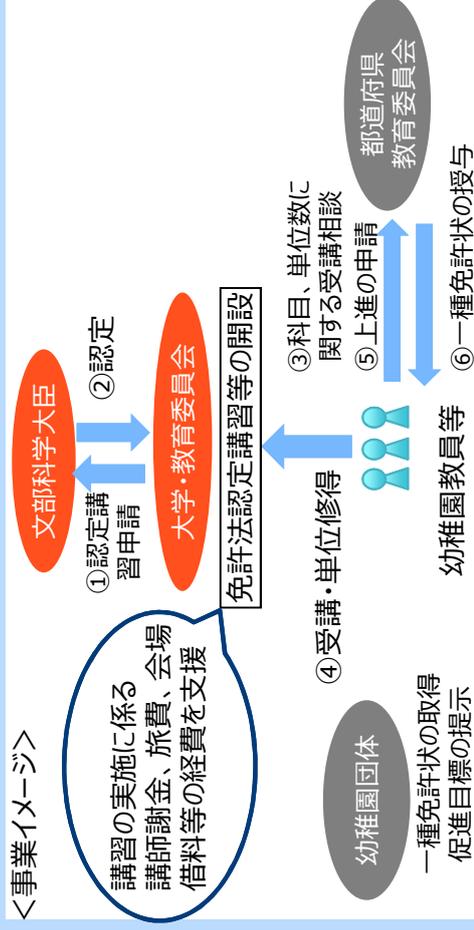
- 委託先：大学*、都道府県、指定都市、中核市の教育委員会

*短期大学は専攻科を有する場合に限る。

期待される効果

- 保育者の専門性の向上 (特に、中堅教師のキャリアアップとして活用)
- 園運営の改善、幼児教育の質の向上、幼稚園教員等の社会的地位の向上

<事業イメージ>

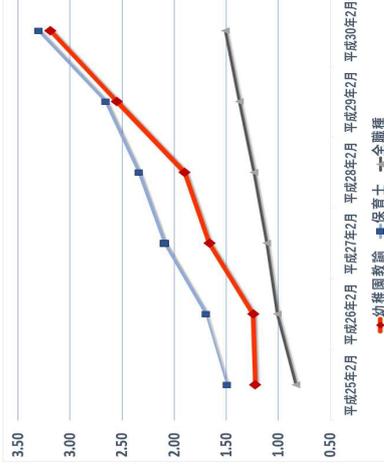


背景・課題

【近年の動向】

子ども・子育て支援関係の人材需要の急速な増加を受けて、幼児教育の質を支える優秀な人材の確保が喫緊の課題(※)待機児童対策としての保育所等の増設及び保育士確保に向けた様々な取組の影響もあり、幼稚園関係者からは、幼稚園の人材確保がこれまで以上に困難となっているとの指摘。

幼稚園教諭の有効求人倍率の推移 (H25～H30)



【主な課題】

- ・ 免許取得者が他業種に就職 ⇒ 新規採用促進
 幼稚園教諭免許取得者の幼稚園・認定こども園への就職率：約25%
 (小学校教諭免許取得者の小学校への就職率：約50%)
- ・ 若年離職者が多い ⇒ 離職防止・定着促進
 幼稚園教諭離職者のうち30歳未満の割合：約61%(小学校教諭：約8%)
 幼稚園教諭の平均勤続年数：約7年(小学校教諭：約17年)
- ・ 離職者の再就職が少ない ⇒ 再就職促進
 幼稚園教諭採用者のうち元教員の割合：約13%(小学校教諭：約27%)

事業の内容

◆ 各地域における幼稚園の人材確保に向けた先導的な取組を支援し、有効な方法を検証・普及

(平成31年度は、新たに、効果が見込まれる優良な取組(※)について他地域等において更なる効果検証を行うとともに、事業開始からこれまで3年間の取組全体について、第三者機関による客観的な分析を実施(※) 医師等の派遣による教員の負担軽減、再就職支援コーディネーターによるマッチング、社会保険労務士等を活用した働き方改革 等)

◆ 委託先・事業規模(予定) ①先導的な取組の支援:12団体(都道府県及び幼稚園団体等) / 300万円～800万円程度
 ②第三者機関による分析:1団体(シンクタンク等) / 1500万円程度



期待される効果

- ・ 各地域において、安定的な人材確保を可能とし、幼稚園の継続的な運営を保障する。
- ・ 各園における人材の定着及び経験者の再就職を促進することにより、経験豊かで力量のある幼稚園教諭を増加させ、幼児教育の質の更なる向上を推進する。

幼児教育の質向上のための評価実施支援事業

2019年度予算額（案）

28百万円

（前年度予算額

新規）



文部科学省

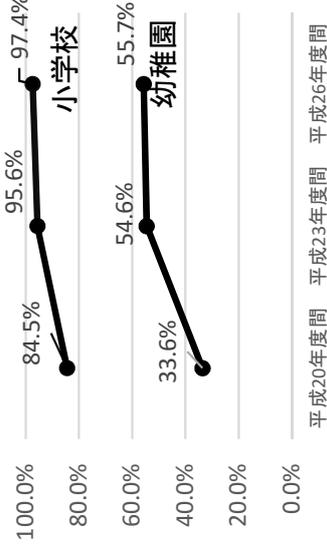
背景

幼児教育の無償化の実施や、新しい幼稚園教育要領において「社会に開かれた教育課程」の理念が示される中、幼稚園等は教育活動や園運営について評価し更なる質の改善を図るとともに、評価結果を踏まえた自園の現状や改善の状況を保護者や地域住民等に伝えていくことが求められている。

【評価の現状と課題】

- ・幼稚園には自己評価の義務、学校関係者評価の努力義務があるが、外部の視点が入った評価は一定程度行われているものの実施が進んでいない。
- ・各園における評価の結果活用が十分ではなく園内・家庭・地域間のコミュニケーション・ツールのとして一層活用していくことが必要。

学校関係者評価・実施率



【幼稚園現場での実施上の課題】

- ・幼稚園は1園あたりの教員数平均人数が9名と規模が小さく評価の実施体制が弱い。
- ・他校種に比べ、評価を実施しない理由について、実施方法がわからない、時間的余裕がない等の回答割合が高い。

○ 園の自主性に任せるだけでは評価の実施が進まないことが考えられるため、**都道府県・指定都市等が各園の評価実施を支援する取組を開発。**

○ 各幼稚園において評価に基づいた教育活動や園運営の改善が図られることを目指す。

事業内容

- ◆ 委託先：7団体（都道府県、指定都市、幼稚園団体等）
- ◆ 委託先における調査研究の内容
 - ・必要に応じて専門家（※）と連携しながら、各園の評価実施を支援する有効な方法を検証する
- ※各園や地域の実態に即した学校評価について知見のある人材（元園長、大学教授、公開保育コーディネーター等）（支援の観点例）
 - ・各園に応じた評価項目の設定や評価指標の立て方・園の教育内容等に関する評価者との情報共有の在り方
 - ・カリキュラム・マネジメントと関連させた学校評価の実践方法
 - ・負担軽減に留意した効率的・効果的な評価結果のとりまとめや公表の方法 など
- ◆ 1団体あたりの事業規模：400万円程度

＜事業イメージ＞

文部科学省

■ 委託先の選定 ■ 事業実施の支援

■ 成果普及 等

成果報告 委託

連携

都道府県・指定
都市教育委員会

幼稚園団体

＜実施促進目標の提示＞

- 地域内のモデル園を決定。
- 園の実態に応じて専門家と連携しながら評価実施を支援
- 園の課題に応じた有効な実施方策を検証し、成果をまとめて提示。等

※自治体・団体間の連携については専門家の情報を共有したり、モデル園で保育を公開する機会を共有し域内の園に参加を働きかけるなどが考えられる。

【 調査研究を通じて 期待される効果 】 都道府県・指定都市等による幼稚園への評価実施の支援が進み、各園における評価に基づいた教育活動・学校運営の改善が図られる。



背景

- 国では、全国的に一定の教育水準を確保するとともに、実質的な教育の機会均等を保障するため、大綱的基準である幼稚園教育要領を定めている。
- これまで概ね10年に一度改訂が行われてきているところであり、次期検討に向けて資料やデータを蓄積しておく必要がある。

※前回の改訂スケジュール

2014年11月諮問 → 2016年12月答申 → 2017年3月告示 → 2018年4月実施

事業内容

(1) 幼稚園教育要領の実施状況の調査

次期幼稚園教育要領の改訂に向け、新幼稚園教育要領が実施された平成30年度における教育課程や指導方法の改善状況等についての資料やデータを収集・分析する。【委託先：大学、研究機関等 1件】

事業実施期間：1年間

(2) 幼児教育における教育課題に応じた指導方法等の調査研究

今後の教育課程の基準の改善等に向けた資料・データの収集や、小学校教育との接続、特別な支援を要する幼児への指導、家庭教育との連携等、教育課題に対応した指導の在り方を調査研究する。

(Society5.0時代の先端技術の活用を通じて、幼児の豊かな行動を引き出す環境の構築や教師による適切な指導を支援するための実証研究を含む) 【委託先：大学、研究機関等 10件程度】

事業実施期間：3年間

目的

- 幼稚園教育要領は大綱的な基準であるため、それを踏まえ各園が自らの課題や強みを踏まえた教育課程や指導計画、指導方法を改善していく必要がある。
- ついては、幼稚園教育要領実施初年度の現場での取組状況を把握し、次期改訂の検討の際に、平成30年改訂の成果や課題を把握する際の基礎的な資料・データとする。
- また、幼児教育の教育課題に対応する調査研究を進め、次期改訂の検討の際の資料や、文部科学省が作成する指導資料の資料として活用する。

〔調査研究を通じて期待される効果〕

改訂の検討の際に必要な幼児教育の実践に関する資料やデータを収集し蓄積しておくことで、次期幼稚園教育要領の内容や、国が作成する指導資料の充実が図られる。

背景・目的

- 平成29年3月に新しい幼稚園教育要領が示され、平成30年4月から全面実施されている。
- 各幼稚園において新幼稚園教育要領の正しい理解の下、適切な教育課程が編成・実施されるよう、研究協議会の開催や指導資料の作成を行い、新幼稚園教育要領に基づく充実した教育活動の展開を促進する。

事業内容

幼稚園教育理解推進事業

各都道府県において行う幼稚園教育に関する専門的な研究協議等の成果を、中央協議会において発表・共有することで、さらなる幼稚園教育の振興・充実を図る。



幼稚園教育要領の実施のための指導資料の作成

新しい幼稚園教育要領に基づく教育活動を着実に実施するため、その内容を踏まえた具体的な教育課程の編成や指導の在り方等に関する指導資料を作成する。

- 平成30年度
指導資料第3集「幼児理解と評価」について、幼稚園教育要領の改訂とそれに伴う幼稚園幼児指導要録の改善を踏まえ、「幼稚園教育において育みたい資質・能力」「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」などの内容を加筆し、改訂を行う。
- 平成31年度（案）
新幼稚園教育要領に基づいた以下の内容の指導資料を作成する。
 - ・特別な支援を要する幼児への指導の在り方について
 - ・幼児理解と教材研究の在り方について

期待される成果

幼稚園教育要領の内容や、幼稚園教育要領に基づいた先進的な実践について理解することで、各幼稚園における適切な教育課程の編成・実施が促進される。



背景・目的

- 平成27年4月より質の高い幼児期の教育の提供を基本理念とする「子ども・子育て支援新制度」が始まったが、国際的にも幼児教育への関心が高まっている。現在、OECDにおいて、質の高い幼児教育を提供するための基礎データとなる国際比較調査事業等が計画されている。
- これらの事業等への参加により、現在は収集されていない国際比較可能な幼児教育・保育施設の保育者の活動実態に関するデータや、幼児教育の質の向上に関する各国の好事例など、質の高い幼児教育の提供に向けた施策展開のための重要な基礎情報を得ることができる。

事業の主な概要

下記の事業へ参加し、幼児教育の質向上のための施策立案に活かす。

園レベルでの実態調査

- **OECD国際幼児教育・保育従事者調査**（International ECEC Staff Survey） ※9カ国が参加中
勤務環境や研修などの保育者の資質・能力の向上に関する状況等を2018年に調査し、分析結果を2019～2020年度にかけて公表予定。

行政レベルでの調査

- **幼児教育の多面的な質に関する調査研究**（Quality beyond Regulations in ECEC） ※参加国数未定
2019～2020年に各国における幼児教育の質向上に関する政策について調査し、幼児教育の多面的な質に関する政策フレームワークを作成予定。

両事業のデータをあわせて分析し、2021年度に最終報告書（幼児教育・保育白書第6巻）を公表予定。

※ 拠出金については、文部科学省、厚生労働省、内閣府で按分して負担。

※ 国内における調査実施の事務的経費については国立教育政策研究所で負担。

認定こども園等への財政支援

2019年度予算額（案） 4,505百万円
（前年度予算額） 3,348百万円



文部科学省

事業概要

認定こども園の設置促進のため、認定こども園の施設整備・園舎の耐震化・防犯対策に要する経費の一部を補助するとともに、幼稚園教諭免許と保育士資格の併有促進、研修等の実施、園務改善のためのICT化等を支援し、子供を安心して育てることが出来る体制の整備を促進する。

認定こども園施設整備交付金

3,424百万円（2,248百万円）

認定こども園整備

- 認定こども園の施設整備に要する費用の一部を補助（新増改築、大規模改修等）
 - ・ 幼保連携型認定こども園の教育を実施する部分（いわゆる幼稚園部分）
 - ・ 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分
 - ・ 保育所型認定こども園の幼稚園機能部分
- 負担割合： 国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 年度内に自治体の定める認定基準を満たす必要がある。既存の幼保連携型認定こども園の機能拡充も補助の対象。

幼稚園耐震化整備

- 認定こども園への移行を予定する私立幼稚園について、園舎の耐震指標等の状況に応じて実施する耐震化を支援。
 - （改築、増改築等）
 - ・ 私立幼稚園の耐震化経費
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 既に認定こども園に移行した場合を含む。



防犯対策整備

- 幼稚園型認定こども園における門、フェンス、ブロック塀、防犯カメラ等の設置に要する費用の一部を補助。
 - ・ 幼稚園型認定こども園の防犯対策整備
- 負担割合： 国 1 / 2、市町村 1 / 4、事業者 1 / 4
- ※ 幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園における防犯対策整備については、厚生労働省所管の保育所等整備交付金で対応。



教育支援体制整備事業交付金

1,081百万円（1,100百万円）

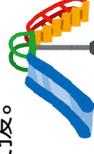
保育教諭確保のための幼稚園教諭免許状取得支援事業

- 幼稚園教諭免許状と保育士資格の併有の促進を支援するため、幼稚園教諭免許状を取得等するための受講料、及び保育士資格を取得する幼稚園教諭の代替に伴う雇上費を補助。
- 負担割合： 国 1 / 2、都道府県・指定都市・中核市 1 / 2



幼児教育の質の向上のための緊急環境整備

- 施設における遊具・運動用具・教具・衛生用品等の整備費用を支援。
- 負担割合： 認定こども園の場合・・・国 1 / 2、事業者 1 / 2



認定こども園等における教育の質の向上のための研修支援

- 認定こども園における質の向上に関する研修、幼稚園・保育所の教職員の合同研修等の実施費用等を支援。
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2
- ※ 都道府県や関係団体等が主催する研修が対象。



認定こども園等への円滑な移行のための準備支援

- 認定こども園等に移行する幼稚園の準備に必要な経費を支援。
- 負担割合： 国 1 / 2、事業者 1 / 2



園務改善のためのICT化支援

- 認定こども園等における園務を改善するため、園のICT化を促進し、事務負担の大幅な軽減を図る。
- 負担割合： 国 3 / 4、事業者 1 / 4



事業概要

学校法人立幼稚園等の緊急の課題となっている耐震化のための耐震補強、耐震改築、非構造部材の耐震対策等に要する経費とともに、防犯対策、アスベスト対策や工口改修等に要する経費の一部を補助することにより、幼稚園の環境整備を図る。

※「防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策」への対応として、園舎の耐震化や外壁・天井等の非構造部材の耐震対策支援に約769百万円を計上。

対象事業内容

1. 耐震補強工事
… 耐震補強、非構造部材の耐震対策、防災機能強化（ブロック塀等の安全対策を含む）
2. 防犯対策工事
… 門・フェンス・防犯監視システム等の設置工事
3. 新築・増築・改築事業
… 新築、増築、耐震改築、その他危険建物の改築
4. アスベスト等対策工事
… 吹き付けアスベストの除去等
5. 屋外教育環境整備
… アスレチック遊具、屋外ステージ等の整備
6. 工口改修事業
… 太陽光発電の設置、省エネ型設備の設置



補助率

- 地震による倒壊等の危険性が高い（※）施設の耐震補強工事
（※）非木造：Is値0.3未満、木造：Iw値0.7未満
…【1/2以内】
- 上記以外
…【1/3以内】

8. キャリア教育・職業教育の充実

(前年度予算額	184百万円)
2019年度予算額(案)	367百万円

1. 要 旨

「ニッポン一億総活躍プラン」や「教育再生実行会議」の提言等を踏まえ、小学校からの起業体験や中学校の職場体験活動、高校におけるインターンシップ等のキャリア教育を推進するとともに、専門高校においては、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するための先進的な卓越した取組の実践研究を推進する。

2. 内 容

(1) 将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育むキャリア教育推進事業 23百万円(27百万円)

①小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育(進路指導を含む)が明確に位置付けられるとともに、中学校の入学選抜が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路指導の在り方等について調査研究を実施する。(2地域)

②小・中学校等における起業体験推進事業

児童生徒がチャレンジ精神や他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を実施する。(11地域)

③キャリア教育推進連携シンポジウムの開催等

(2) 地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)

(学校を核とした地域力強化プランの一部)【総合教育政策局に計上】〔補助率1/3〕
「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターンシップ及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元就職し地域を担う人材を育成する。(15人)

(3) スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール 85百万円(149百万円)

高度な知識・技能を身に付けた専門的職業人を育成するため、専攻科を含めた5年一貫のカリキュラムの研究や大学・研究機関等との連携など先進的な卓越した取組を行う専門高校を指定した実践研究を実施し、成果の普及を図るとともに、専門高校の魅力発信に関する調査研究を行う。

(4) 地域との協働による高等学校教育改革推進事業【再掲】251百万円(新規)

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」

や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。(50校程度)

将来の在り方・生き方を主体的に考えられる若者を育む キャリア教育推進事業

2019年度予算額（案） 32百万円
（前年度予算額 35百万円）



文部科学省

事業目的

児童生徒一人一人の社会的・職業的自立に向け必要な基盤となる能力や態度を育成するため、学校が地域や産業界等と連携した小学校からの起業体験、中学校の職場体験活動及び高等学校のインターシッピングを促進するとともに、児童生徒が主体的に進路を選択することができるよう、キャリア・パスポート等の教材を活用しつつ、体系的なキャリア教育を推進する。

取組内容

1. キャリア教育の普及・啓発

1百万円(1百万円)

◆キャリア教育推進連携シンポジウムの開催、連携表彰等の実施

キャリア教育の意義の普及・啓発と推進に資するため、学校、地域・社会及び産業界等の関係者が一堂に会したシンポジウムを、文科省・経産省・厚労省の共催で開催するとともに、キャリア教育の充実・発展に優れた取組を実施している団体等を表彰する。



2. キャリア教育推進体制の構築

30百万円(34百万円)

◆小学校における進路指導の在り方に関する調査研究

2百万円(2百万円)
新学習指導要領において小学校段階からのキャリア教育が明確に位置づけられるとともに、中学校の入学選択が広がりを見せるなどの状況を踏まえ、小学校での進路選択等のキャリア教育の在り方等について調査研究を行う。

【委託先：都道府県教育委員会等、2地域】

◆小・中学校等における起業体験推進事業

17百万円(17百万円)
小・中学校等において、児童生徒がチャレンジ精神や、他者と協働しながら新しい価値を創造する力など、これからの時代に求められる資質・能力の育成を目指した起業体験活動を行うモデルを構築し、全国への普及を図る。【委託先：都道府県教育委員会等、11地域】

◆地域を担う人材育成のためのキャリアプランニング推進事業

8百万円(8百万円)
「キャリアプランニングスーパーバイザー」を都道府県等に配置し、地元企業等と連携した職場体験やインターシッピング及び地元への愛着を深めるキャリア教育の推進等を通じ、地元で就職し地域を担う人材を育成する。

【補助対象：都道府県・市区町村(補助率1/3)、配置人数：15人】

◆子供と社会の架け橋となるポータルサイトの運用

2百万円(2百万円)
職場体験活動、社会人講話及び出前授業等の推進に当たり、「学校側が望む支援」と「地元企業や地域社会が提供できる支援」のマッチングを図るためのポータルサイトを運用する。

※前年度限り経費：「キャリア・パスポート(仮称)普及・定着事業(4百万円)」

※各事項の予算額の千円未満は端数処理しているため、これらを足し合わせた額と合計の額は一致しない。

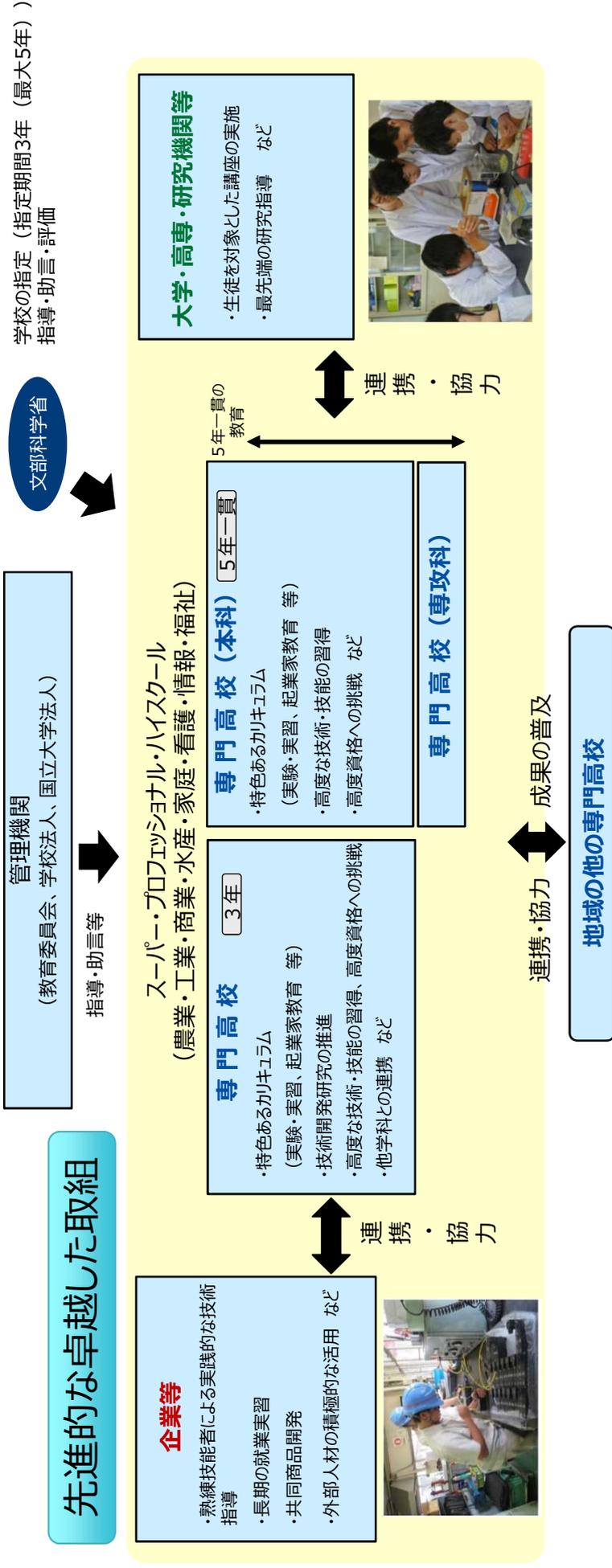
スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール

2019年度予算額（案）85百万円
（前年度予算額 149百万円）



(1) 「スーパー・プロフェッショナル・ハイスクール」の継続指定

社会の変化や産業の動向等に対応した、高度な知識・技能を身に付け、社会の第一線で活躍できる専門的職業人を育成するため、先進的な卓越した取組を行う専門高校（専攻科を含む）において、実践研究を行う。



・我が国の産業の発展のため、社会の第一線で活躍できる専門的職業人の育成
・成果モデルを全国に普及し、専門高校全体の活性化を推進

(2) 専門高校の魅力発信に関する調査研究

HACCPの実践や認証の取得の先進事例に関する調査研究を行い、その成果を広く全国に発信することで、農業高校及び水産高校におけるHACCP認証の取得等を促進し、専門高校の魅力向上させる。

地域との協働による高等学校教育改革推進事業

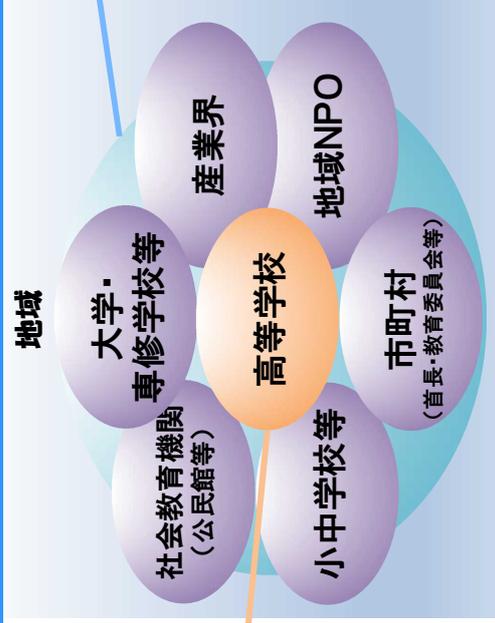
2019年度予算額（案） 251百万円(新規)



文部科学省

新高等学校学習指導要領を踏まえ、Society5.0を地域から分厚く支える人材の育成に向けた教育改革を推進するため、「経済財政運営と改革の基本方針2018」や「まち・ひと・しごと創生基本方針2018」に基づき、高等学校が自治体、高等教育機関、産業界等と協働してコンソーシアムを構築し、地域課題の解決等の探究的な学びを実現する取組を推進することで、地域振興の核としての高等学校の機能強化を図る。

高校生と地域課題のマッチングを効果的に行うためのコンソーシアムを構築



高等学校

- ・ 地域との協働による活動を学校の活動として明確化
- ・ 専門人材の配置等、学内における実施体制を構築
- ✓ 地域における活動を通じた探究的な学びの実現（新高等学校学習指導要領への対応）
- ✓ 学校の中だけではできない多様な社会体験

コンソーシアム

- ・ 将来の地域ビジョン・求める人材像の共有や協働プログラムの開発
- ・ 学校と地域とをつなぐコーディネーターを指定
- ✓ 高校生のうちに地元地域を知ることにより、地元への定着やリターンが促進される
- ✓ 地域の活動に高校生が参画することにより、地域活力の向上へ貢献

標準スキームを踏まえつつ、地域の実情や人材ニーズに応じた取組を展開

【プロフェッショナル型】

- 〈専門学科中心10校程度〉
地域の産業界等との連携・協働による実践的な職業教育を推進し、地域に求められる人材を育成
- ～特徴・取組例～
- ・ 地域の特産物の付加価値を高め安定的な食料生産により地域の発展を担う人材を育成
 - ・ ものづくりに関する専門的な技術を身に付け、現場産業を支える人材を育成 など

【地域魅力化型】

- 〈普通科中心20校程度〉
地域課題の解決等を通じた学習を各教科・科目や学校設定科目等において体系的に実施するためのカリキュラムを構築し、地域ならではの新しい価値を創造する人材を育成
- ～特徴・取組例～
- ・ 地域との連携に係る教科横断的な単位を設定
 - ・ 衰退しつつある地域の振興方策を地域との連携により研究・実践 など

【グローバル型】

- 〈学科共通20校程度〉
グローバルな視点を持ってコミュニティーを支える地域のリーダーを育成。
- ～特徴・取組例～
- ・ グローバルな社会課題研究のカリキュラム研究開発
 - ・ 海外研修等カリキュラムの中に体系的に位置づけ
 - ・ 海外からの留学生を受け入れるなど外国人生徒と一緒に授業・探究活動等を履修
 - ・ コミュニケーション能力を重視した外国語（複数外国語含む）の先進的な授業を実践 など

9. 学校健康教育の推進

(前年度予算額)	223百万円)
2019年度予算額(案)	181百万円)

1. 要 旨

児童生徒が生涯にわたって健康で安全に生活できるよう、がん教育をはじめとする学校保健、学校を核として家庭を巻き込んだ食育の推進を図る。

2. 内 容

(1) 学校保健推進事業 **74百万円 (99百万円)**

・ **がん教育総合支援事業** **33百万円 (33百万円)**

新学習指導要領等に対応したがん教育の取組を推進するため、全国でのがん教育の実施状況を踏まえ、それぞれの地域の実情に応じた取組を支援するとともに、先進事例の普及・啓発を図る。

(2) 学校給食・食育総合推進事業 **107百万円 (124百万円)**

・ **つながる食育推進事業** **51百万円 (51百万円)**

栄養教諭を中核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。

また、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。

《関連施策》

- ・ 学校安全推進事業
- ・ 地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業

- 平成28年12月に改正されたがん対策基本法第23条では、「国及び地方公共団体は、国民が、がんに関する知識及びがん患者に関する理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育におけるがんに関する教育の推進のために必要な施策を講ずるものとする。」というように、がん教育の文言が新たに記載された。
- 平成29年度から平成34年度までの6年間を対象とした第三期がん対策推進基本計画では、がん教育について、「国は、全国の実施状況を把握した上で、地域の実情に応じた外部講師の活用体制を整備し、がん教育の充実に努める。」ことが目標とされている。
- 平成29年3月に小学校及び中学校、平成30年3月に高等学校の学習指導要領がそれぞれ改訂され、中学校及び高等学校においては、がんについても取り扱うことを新たに明記され、移行期間中に学習指導要領の対応を検討する必要がある。

背景

① 教員のがんについての知識・理解が不十分

健康については、子供の頃から教育することが重要であり、学校でも健康の保持増進と疾病の予防という観点からがん教育に取り組んでいるが、教員のがんに関する知識が不十分であることや外部講師が学校で指導する際の留意点等の認識が不十分である。

② がん教育の全国への普及・啓発が必要

がん教育に対して地域により温度差があるため、全国で実施する学習指導要領に対応したがん教育の指導内容を充実させ、全国への普及・啓発を図る必要がある。

③ 外部講師の活用体制の一層の充実が必要

がん教育における外部講師の活用状況が十分とは言えず、学校が外部講師を活用するための体制を充実させる必要がある。

課題

課題解決のための事業概要

新学習指導要領に対応したがん教育の実施

新学習指導要領に対応したがん教育の普及・啓発

新学習指導要領を踏まえたがん教育について、教員や外部講師の質の向上を図るとともに、各都道府県で行っている先進事例の紹介等を行い、全国への普及・啓発を図る。

〔8箇所〕

- 教員・外部講師に対する実践的ながん教育研修会の実施
- 公立以外の国・私立学校も対象としたがん教育シンポジウムの開催

継続

地域の実情に応じたがん教育の実施

全国でのがん教育の実施状況調査の結果を踏まえ、新学習指導要領及びそれぞれの地域の実情に応じた、がん教育の取組を支援する。

- 教育委員会等によるがん教育に関する教材の作成・配布
- 学校医、がん専門医、がん経験者等の外部講師によるがん教育の実施
- 都道府県等で外部講師名簿作成等、活用体制の整備〔新規〕〔12箇所〕

拡充

相互に連携

成果

- 本事業により、がんに対する正しい知識、がん患者への正しい理解及び命の大切さに対する認識の深化を図る。
- 新学習指導要領に対応したがん教育の確実な実施に向けた、取組の充実を促す。
- 外部講師の積極的な活用を図るため体制を整備する。

つながる食育推進事業

2019年度予算額（案）

51百万円

（前年度予算額）

51百万円

現状と課題

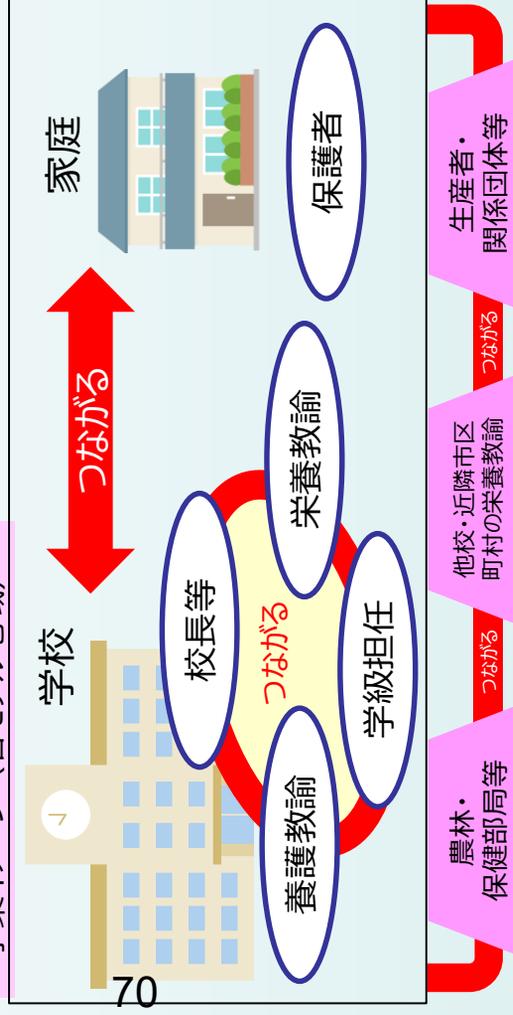
食育については、これまで学校を中心とした多様な取組による成果が見られたものの、食を取り巻く環境が大きく変化する中、児童生徒の食に関する課題を解決するには、学校における取組だけでは限界があり、家庭を巻き込んだ取組が必要である。

事業概要

- ① 栄養教諭を中核とした関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発や、望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施など、学校を核として家庭を巻き込んだ取組を推進し、子供の日常生活の基盤である家庭における食に関する理解を深めることにより、子供の食に関する自己管理能力の育成を目指す。
 - ② 学校において、家庭、地域、生産者等と連携した食育を教科等横断的な視点をもって推進し、栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発を行うとともに、栄養教諭間の連携強化、研修を行うことにより、栄養教諭の実践的な指導力の向上を目指す。
- あわせて、新しい学習指導要領に基づき食育を推進するため、給食の時間や各教科等の中で活用できるよう食育を体系的にまとめた中学生向けの教材の作成を行う。



事業イメージ（各モデル地域）



関係者の連携による家庭へのアプローチ手法の開発

望ましい食生活への理解促進を目的とした親子による体験活動等の実施

栄養教諭を中核とした全校体制による指導・評価方法の開発

栄養教諭間の連携強化（新規採用や任用換えの栄養教諭への支援）

中核となった栄養教諭や実践事例の研修（校内・地域）での活用

児童生徒の食に関する自己管理能力の育成

栄養教諭の実践的な指導力の向上

取組の実施・検証（各モデル地域）

児童生徒や保護者の変化に係る指標をあらかじめ設定

- ・朝食摂取、共食、栄養バランスを考えた食事、ゆっくりに噛んで食べることや食事マナーに対する意識の向上及び実践、伝統的な食文化や行事食の学び、食事の際の衛生的な行動
- 栄養教諭の実践的な指導力向上の取組の推進
- ・モデル地域の栄養教諭間の連携強化、研修の実施

効果検証・普及（文部科学省）

事業終了後に全国の取組の効果を検証

- ・各モデル地域の取組を共通指標等を基に取りまとめ
- 実効性のある取組を全国へ普及
- ・報告書の作成、HPでの公表、事例発表会・会議等での周知
- 教材作成により、食に関する指導を充実
- ・栄養教諭を中核とした食に関する実践的な指導の普及・充実